

令和6年(2024年)5月1日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期間
鍛神小学校	学級閉鎖	1学級	咽頭結膜熱	5月1日～5月2日

2 臨時休業等の状況（5月1日時点）

(1) 咽頭結膜熱

・学級閉鎖	1校	1学級
小学校	1校	1学級

【問い合わせ先】

函館市教育委員会学校教育部保健給食課（21-3545）